

令和 2 年 第 2 回

大崎町議会臨時会会議録

令和 2 年 10 月 22 日

大 崎 町 議 会

令和2年第2回大崎町議会臨時会

会 期

令和2年10月22日（木） 1日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘 要
10月22日	木	第1日		会期の決定 議案等上程審議

令和2年第2回大崎町議会臨時会会議録目次

第1号（10月22日）（木）

1. 開 会	4
2. 開 議	4
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
4. 日程第2 会期の決定	4
5. 日程第3 議案第39号 大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応 端末等の購入契約の締結について	4
東町長提案理由説明	4
上野教委管理課長	4
中山美幸君	5
上野教委管理課長	5
中山美幸君	5
上野教委管理課長	5
稲留光晴君	6
上野教委管理課長	6
稲留光晴君	6
上野教委管理課長	6
吉原信雄君	6
上野教委管理課長	6
吉原信雄君	6
上野教委管理課長	6
吉原信雄君	6
上野教委管理課長	6
児玉孝徳君	6
上野教委管理課長	7
児玉孝徳君	7
上野教委管理課長	7
児玉孝徳君	7
上野教委管理課長	7
富重幸博君	7
上野教委管理課長	7
富重幸博君	7

上野教委管理課長	8
富重幸博君	8
6. 閉 会	9

第 1 号

10月22日 (木)

令和2年第2回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年10月22日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（3番，4番）

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第39号 大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の
購入契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一

2番 富 重 幸 博

3番 児 玉 孝 徳

4番 稲 留 光 晴

5番 神 崎 文 男

6番 中 倉 広 文

7番 吉 原 信 雄

8番 中 山 美 幸

9番 上 原 正 一

10番 小 野 光 夫

11番 諸 木 悦 朗

12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘

副 町 長 千 歳 史 郎

教 育 長 藤 井 光 興

総 務 課 長 上 橋 孝 幸

教委管理課長 上 野 明 仁

学校管理係長 石 峯 友 和

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 本 高 秀 俊

次長兼調査係長 宮 本 修 一

次長兼議事係長 垣 内 吉 郎

庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和2年第2回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、児玉孝徳君、4番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第39号 大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の購入契約の締結について

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第39号「大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、本町の小中学校においてGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人に1台の端末を購入するものであります。この購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○教委管理課長（上野明仁君） それでは、議案書に沿って御説明いたします。

議案第39号、大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の購入契約の締結について御説明いたします。

1、契約の目的は、大崎町立小中学校G I G Aスクール構想対応端末等の購入でございます。2、契約の内容は、児童生徒用 i P a d 第 8 世代W i - F i モデル 9 1 2 台。教員用 i P a d 第 8 世代W i - F i モデル 1 1 5 台。いずれもキーボード一体型ケース、設定導入作業、端末管理保守、学習支援システムを含みます。3、契約の金額は、7, 3 4 9 万 8, 9 2 0 円でございます。4、契約の方法は、県の共同調達による購入であるため随意契約でございます。5、契約の相手方は、鹿屋市朝日町 1 0 番 6 号、リコージャパン株式会社販売事業本部鹿児島支社、鹿児島第二営業部部长、道上慎二でございます。

なお、2 枚目に参考資料として、見積執行調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8 番（中山美幸君） 契約の内容について若干お伺いします。

この中で、端末本体、このハードについてはわかります。1 番下の 4 段目の「端末管理・保守、学習支援システム等を含む」ということが記載ございますよね。これにどれぐらいの金額を見込んでいるのか。

また、端末管理・保守、学習視線システムなどということなのですが、これは何を指して、どのような保守管理、端末管理をなさろうとしているのか、それについてお示しをいただきたいと思います。

○教委管理課長（上野明仁君） 御説明いたします。

まず、端末管理・保守につきましては、端末管理というのが、端末を例えば、学年クラスに分ける管理システム、各学校、クラスごとに分ける管理をシステム化しているものであります。保守につきましては、端末の保守は 3 年間の保守をしていただくことになっております。

続きまして、学習支援システムというのが、ロイロノートというのを小学校・中学校に入れるということにしております。

ソフト分の金額につきましては、2, 5 5 1 万 6, 8 6 5 円でございます。端末以外ですね。

○8 番（中山美幸君） さらに伺いますが、本契約が本日議決を経て、決議をした場合、大方の納入時期、納入日というのは契約の段階でおわかりだと思いますが、全台数 1 千台余りですよね、これが完全に納入される納入日の契約はいつになっておりますか。

○教委管理課長（上野明仁君） 契約上は、令和 3 年 3 月 2 6 日までを期限としておりまして、業者に尋ねたところ、年明けて 1 月ぐらいまでには端末が納入できるので

はないかというふうに回答いただいております。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかにはありませんか。

○4番（稲留光晴君） もう1点、当然、小学校と中学生、全生徒にはなるわけですが、中学生が卒業しまして、新たな新生が入ってこられる。そういったときに小学6年で使っておった機器はそのままその小学校に置いて、中学校に入ってから中学校で使っていた機器を引き続き使うということだと思うんですが、保守契約は3年ということでございますけども、耐久、耐用期間とか、そういうことがあると思うんですけどもね、どの時点で新たにまたiPadを交換購入、そういう事柄というのはあるのでしょうか。

○教委管理課長（上野明仁君） まず、端末の耐用年数なんですが、業者に確認したところ6年から7年は耐用年数があるということです。今現段階でその運用計画なんですけども、子どもたちに例えば、1年生から2年生に上がる時には、1年で使ったものを2年でも使う、小学校6年生も中学校になったときに同じものを使うというふうに、今計画しているところでございます。

○4番（稲留光晴君） 小学校で使ったものを自分の所有。所有じゃないですが、それを中学校になっても使うと。中学校を卒業しますよね、中学生が卒業されたその方々の端末はいかようになりますか。

○教委管理課長（上野明仁君） 中学校3年生が使っていたものが小学校に下りるというふうに計画しております。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○7番（吉原信雄君） 質問いたします。このリコー日本の資本金と従業員人数はわかってらっしゃいますよね。もし会社が倒産された場合のことを考えて質問します。

○教委管理課長（上野明仁君） 本社が東京なんですが、全体で資本金が25億円、社員が約1万8,000人というふうにお伺いしております。

○7番（吉原信雄君） 鹿屋のほうはどのぐらいね。

○教委管理課長（上野明仁君） 鹿屋の営業部ですけども、営業部の資本金はちょっとわからないんですけども、サービス人員は6名ということですね。

○7番（吉原信雄君） その6名で保守管理等はやっていけますか。

○教委管理課長（上野明仁君） やってもらえるようにしておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（宮本昭一君） ほかにはありませんか。

○3番（児玉孝徳君） 先ほど耐用年数が六、七年ということでしたけど、当然、途中

で故障とか出てきて、修理で直ればいいんですけど入れ替えをする場合。それから生徒に対して貸与してそのまま持ち上がりということですとずっと使ってもらおうという答えでしたけど、転校とか転入とかあると思うんで、人数の変更があると思うんですけど、その場合に再度購入する場合は、本日契約された金額を台数で割った分の金額になるのか。それと当然、機械は新しいのが出てきます。それによって生徒間の差が出てくるという懸念はないのかを質問いたします。

○教委管理課長（上野明仁君） 転校、転出した場合一応、予備機もありますので、それで対応できるかと考えております。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○3番（児玉孝徳君） 先ほどのあとの機械が更新した場合のそれに対する対応ですね、あと保守が3年ということでしたけど、そのあとの4年目からどうするのかというところもお聞かせください。

○教委管理課長（上野明仁君） 今は3年補償ということなんですけども、3年が切れたらアップルと単年度契約、スポット契約と言われるらしいんですけど、それで対応していきたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 機械が変わった場合の、1人だけ違う機械を使うということになったりするわけじゃないですか。iPadもだんだん新しいものが出てきますよ。

○議長（宮本昭一君） 児玉議員、許可をもらってからお願いします。管理課長。

○教委管理課長（上野明仁君） グレードが上がるということですかね。そういうときにはなるべく公平、その人だけがいいものを使うというふうにならないように対応していくように指導したいと思います。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○2番（富重幸博君） 先ほど同僚議員のほうからありましたように、4年目からは維持補修、先ほど2,521万6,000円余りとなると、これを今3年間ですから、単年度でいくと800万円近くなのが、毎年そういう形での端末管理補修学習支援システムとこういう支出につながっていくんじゃないかと思うんですが、県全体が100%共同購入だったのか、リースとか、まだ競争入札とか本当考えられなかったのか。県のほうからいただいた共同購入にかかる情報、そこあたりはいかがでしたでしょうか。

○教委管理課長（上野明仁君） 鹿児島県では43市町村ございます。その中で今回の県の共同調達に参加した市町村が36市町村ございます。

○2番（富重幸博君） 36市町村を除く7市町村は、多分リースの方式とかそういう競争入札とか、そういう道を選んだことだろうと思いますが、地方自治法施行令第167条の2ですね、よく随意契約のときに論拠とする部分ですが、その場合に

は、この167条の2、これの第1項、第7号「時価に対して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」随意契約ができるということで、随意契約ということで提案になったと思うんですが、できればやはりあとの維持管理とか、全部費用対効果で積算比較をする形を町のほうでできればよかったです。県のほうでもやっぱりそういう形のものをば検討された結果だと思いますが、そのあたりはどのように承知しておられますか。

○教委管理課長（上野明仁君） 県のほうからプロポーザルの結果表が送られてきておりますので、その中でいうと参考に評価された点というのがいくつかありますので、例えば、機器整備に関する点については、端末管理ツールが充実している点が評価した。それから、業務実績に関する点については、全国でも数多くの文教分野で実績があるというふうなことから、教育現場を熟知した設計、設定が期待でき、信頼が持てるなどと評価する点がかなりありましたので、このリコージャパンに決定したというふうに結果表をいただいております。

○議長（宮本昭一君） 特にですか。

○2番（富重幸博君） 実際に随意契約に入る前に、私どもが普通に考えるのは、競争入札が一番いいわけで、例えば、今度の場合は共同購入ということで、県下全域が100%でもなかった。そうでないところはまた別な道を探って、そのほうが逆に有利な結果を導き出したかもしれません。そのようなことを踏まえて、今後のこのようなやり方については、やはりですね、今先ほど管理課長のほうからも、県のほうでのそういうお話があったところですが、十分そこらあたりを考慮しながら、できるだけ随意契約のときにはしっかり、我々もそうですが、何社かもう相当なアタックがあるわけですね、これを売り込むための。それを全部比較表を作って、単体の部分、端末管理の部分、補修学習支援システムの部分と、それぞれの見積もりを比較しながら業者選定をするわけですから、今回の場合には共同購入ということで、若干我が町は受け身的な形で共同購入に委ねたところではございますが、今後はこのような大きな金額、県全体では相当な金額になるわけですね。ですから透明性とか、そこあたりの選定過程については十分検討して執行されるよう要望しておきます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第39号「大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「大崎町立小中学校GIGAスクール構想対応端末等の購入契約の締結について」可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和2年第2回大崎町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時21分